

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しているが、難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

難聴対策としては補聴器が知られており、一般的に補聴器と呼ばれている収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきた。

近年、これらの２種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器やデジタル補聴援助システムなどの新しい技術を用いた聴覚補助機器等が開発され、様々な選択肢が出てきている。

よって、国におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに聴覚補助機器等の積極的な活用を促進することで、高齢者の主体的な社会参画を実現するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自分に合った補聴器を積極的に活用できる相談体制等を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政機関等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の医療・福祉関係者との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする方々への情報提供の機会や場の創設等、聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
共生社会担当大臣